

成蹊大学大学院修了延期制度に関する規則

制 定 2004年11月17日
大 学 評 議 会
最新改正 2021年3月10日

(目的)

第1条 成蹊大学大学院の博士前期課程において、各課程に定める修了要件を満たす者が引き続き在学することを希望する場合に、修了を延期し、引き続き在学することを認める制度（以下「修了延期制度」という。）を設ける。

(対象者)

第2条 修了延期制度の対象となる学生は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 博士前期課程にあつては成蹊大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第13条に規定する修了要件を満たすこと。
- (2) 引き続き在学することにより、在学期間が大学院学則第5条に規定する年数を超えないこと。
- (3) 授業料等の納付金を滞納していないこと。

(在学の延長)

第3条 学生が、修了延期制度の適用を希望するときは、各研究科教授会は、在学の延長を許可することができる。

- 2 前項の在学を延長することのできる期間は、1年とする。
- 3 この制度の適用を受けた者が引き続き在学の延長を希望する場合は、1年を限度として在学の延長を許可することができる。ただし、大学院学則第5条に規定する年数を超えて在学することはできない。

(手続)

第4条 修了延期制度の適用を希望する者は、本来修了すべき年度（既に修了延期制度の適用を受けている者にあつては、延長後の在学期間が終了する年度。以下同じ。）の所定の期限までに修了延期願を研究科長に提出し、研究科教授会の許可を受けなければならない。

- 2 前項により修了の延期を許可された者（以下「修了者」という。）に対しては、修了延期許可通知を交付する。
- 3 修了延期者が、事情変更により本来修了すべき年度の終了日の修了を希望する場合は、所定の期限までに修了延期許可取消願を提出した場合に限り、当該終了日での修了を認めるものとする。
- 4 修了延期者が、延長期間に係る授業料等の納付金を所定の期限までに納入しなかった場合は、修了延期の許可を取り消し、本来修了すべき年度の終了日の修了とする。

(授業科目の履修)

第5条 修了延期者は、各研究科の認める範囲内で授業科目を履修することができる。

(修了の時期)

第6条 修了延期者の修了の時期は、延長後の在学期間が終了する年度の終了日とする。ただし、前期の終了日での修了を希望する者に対しては、所定の手続によりこれを認めることができる。

(休学の取扱い)

第7条 修了延期期間中は、休学を認めない。

(留学の取扱い)

第8条 修了延期期間中は、本学の留学制度に基づく留学を認めることとする。

(納付金)

第9条 修了延期者の授業料等の納付金については、成蹊大学納付金に関する規則の定めるところによる。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)